

野田市総合教育会議運営要項

平成27年8月26日

改正 平成31年3月27日

改正 令和4年4月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第1条の2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市長

(2) 教育委員会

(所掌事務等)

第1条の3 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行う。ただし、教科書採択及び教職員人事のほか、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、政治的中立性の要請が高い事項は除く。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する事項
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会議)

第2条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ書面をもって、構成員に通知するとともに、市のホームページ

等に掲載して公表するものとする。

- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議又は調整する必要があると認めるときは、市長に対し、付議すべき事項を示し、書面をもって、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 4 総合教育会議に付議すべき事項は、第6条に規定する連絡調整会議で調整する。
- 5 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4第4項に規定する教育委員会の求めがあったときその他必要に応じて、隨時、総合教育会議を招集することができる。
- 7 総合教育会議は、協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第3条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 総合教育会議は、傍聴することができる。ただし、前条の規定により会議を非公開にしたときは、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第5条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出席者の職氏名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者の発言要旨

(6) その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(連絡調整会議)

第6条 総合教育会議の円滑な審議を図るため、連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 副市長

(2) 市政推進室長

(3) 教育次長

(4) 生涯学習部長

(5) 学校教育部長

(6) 教育総務課長

(7) 生涯学習課長

(8) 学校教育課長

(9) 指導課長

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が指名する者

3 連絡調整会議に座長を置き、副市長をもってこれに充てる。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市政推進室長がその職務を代理する。

5 前各号に定めるもののほか、連絡調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 総合教育会議及び連絡調整会議の庶務は、市政推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要項は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。